



地域安全ニュース

還付金詐欺に注意！

県内の高齢者宅に、役場や市役所の職員を名乗る者から、「電話で『お金』詐欺」の予兆と思われる電話が多数かかっており、金融機関のＡＴＭへ誘導され、現金をだまし取られる事案が発生しています。電話で「お金」の話が出たら、詐欺を疑いましょう。

■還付金詐欺の電話内容例

- ・保険料の過払いがあります。
- ・金融機関と連携して返金の手続きをします。

問 御船警察署・御船地区防犯協会連合会 ☎ 282・1110

- ・返金の手続きをするために携帯電話の番号を教えてください。
- ・還付金の受け取りは今日までです。
- ・ＡＴＭに着いたら電話してください。

■被害に遭わないための防犯対策

- ・在宅時でも留守番電話に設定しておく。
- ・暗証番号などの個人情報に絶対に教えない。
- ・一人で判断せず、家族や警察に相談する。

かしこい消費者

クーリングオフってどんな制度？

クーリングオフとは、消費者がいったん申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。

訪問販売や電話勧誘販売などにこの制度が設けられています。

クーリングオフができる期間は取引形態によって異なり、訪問販売では契約書または申込書の受領日を１日目と数えて８日間。ハガキなどの書面を期間内に発信すればよく、期間内に事業者に届く必要はありません。

クーリングオフをすると返金され、消費者は手元にある商品を返すこととなり、返品費用も事業者が負担します。

なお、通信販売にはこの制度がありません。返品可否や条件についての特約がない場合は、８日以内（商品を受け取った日を含む）であれば返品できますが、返品費用は消費者負担となります。

問 上益城広域消費生活相談室（危機管理課危機管理係） ☎ 286・3210

光ママが一時警察署長に

４月６日～１５日まで行われた令和４年春の全国交通安全運動に先立ち、４月５日、御船警察署管内４町合同出発式が同署で行われました。一時警察署長を委嘱された、御船町出身のお笑いタレント・光ママ（しゃかりき）が、「交通事故を減らすために、毎日気を引き締めて頑張ってください」と署員たちを激励すると、署員たちは、白バイ２台を先頭に交通安全キャンペーンへ出発しました。



令和４年

町内・御船署管内の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	町 内		御船署管内	
	3 月中	累計	3 月中	累計
人身事故	5	11	11	23
物損事故	55	167	133	399
空き巣	0	0	0	0
自販機狙い	0	0	0	0
万引き	0	0	1	13
オートバイ盗	0	0	1	1
自転車盗	1	1	1	3
車上狙い	0	0	0	0

問 御船警察署 御船地区防犯協会連合会
☎ 282・1110 ⑨ 261～265